

北海道運輸局公示第2号  
(令和8年4月20日最終改正)

準特定地域における個人タクシー事業に係る特例許可の参入枠等について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（令和4年3月30日付け国自旅第571号）の規定に基づき、参入枠等を下記のとおり公示する。  
なお、参入枠の算出根拠は、別紙のとおりである。

令和4年4月18日

北海道運輸局長 岩城 宏幸

記

1. 令和8年度における対象となる営業区域と参入枠

札幌交通圏	15名
小樽市	3名
函館交通圏	5名
帯広交通圏	3名
北見交通圏	1名

2. 特例許可申請受付期間

- ①令和8年5月1日から5月31日まで
- ②令和8年9月1日から9月30日まで
- ③令和9年1月1日から1月31日まで

附 則

この公示は、令和4年4月18日から適用する。

附 則（令和5年4月17日付け北海道運輸局公示第1号）

この公示は、令和5年4月17日から適用する。

附 則（令和5年10月4日付け北海道運輸局公示第58号）

この公示は、令和5年10月4日から適用する。

附 則（令和6年4月17日付け北海道運輸局公示第3号）

この公示は、令和6年4月17日から適用する。

附 則（令和6年10月1日付け北海道運輸局公示第39号）

この公示は、令和6年10月1日から適用する。

附 則（令和7年4月25日付け北海道運輸局公示第7号）

この公示は、令和7年4月25日から適用する。

附 則（令和7年10月1日付け北海道運輸局公示第50号）

この公示は、令和7年10月1日から適用する。

附 則（令和8年4月20日付け北海道運輸局公示第3号）

この公示は、令和8年4月20日から適用する。

## ①令和4年度～令和8年度における参入枠の算出根拠

交通圏	廃業事業者数(75歳未満)※1		参入枠 (総数)※2 a+b=c	5か年度 按分※3 c/5=d	令和4年度	令和5年度 (当初)	令和5年度 (繰入込)	令和6年度 (当初)	令和6年度 (繰入込)	令和7年度 (当初)	令和7年度 (繰入込)	令和8年度 (当初)	令和8年度 (繰越込)
	令和2年度 a	令和3年度 b			※4	※4	※4	※4	※4	※4	※5		
札幌交通圏	7	15	22	4.40	6	4	8	4	9	4	6	4	4
小樽市	1	1	2	-	2	0	2	0	2	0	2	0	2
函館交通圏	0	4	4	-	4	0	4	0	3	0	2	0	1
帯広交通圏	2	0	2	-	2	0	1	0	1	0	1	0	1
北見交通圏	0	1	1	-	1	0	1	0	1	0	1	0	0
計	10	21	31		15	4	16	4	16	4	12	4	8

※1 年齢は廃止届出日時点

※2 参入枠が5名未満の場合は令和4年度のみ計上

※3 小数点以下の端数は令和4年度に繰り上げて計上

※4 dを小数点切り捨て

※5 繰入枠の算出根拠については別紙1を参照

## ②令和6年度～令和10年度における参入枠の算出根拠

交通圏	廃業事業者数(75歳以上)※1		参入枠 (総数)※2 a+b=c	5か年度 按分※3 c/5=d	令和6年度	令和7年度 (当初)	令和7年度 (繰入込)	令和8年度 (当初)	令和8年度 (繰入込)	令和9年度	令和10年度
	令和4年度 a	令和5年度 b			※4	※4	※4	※5	※4	※4	
札幌交通圏	9	10	19	3.80	7	3	10	3	11	3	3
小樽市	0	1	1	-	1	0	1	0	1	0	0
函館交通圏	4	0	4	-	4	0	4	0	4	0	0
帯広交通圏	1	1	2	-	2	0	2	0	2	0	0
北見交通圏	0	1	1	-	1	0	1	0	1	0	0
計	14	13	27		15	3	18	3	19	3	3

※1 年齢は廃止届出日時点

※2 参入枠が5名未満の場合は令和6年度のみ計上

※3 小数点以下の端数は令和6年度に繰り上げて計上

※4 dを小数点切り捨て

※5 繰入枠の算出根拠については別紙1を参照

## ③令和8年度における参入枠(①+②)

交通圏	令和8年度
札幌交通圏	15
小樽市	3
函館交通圏	5
帯広交通圏	3
北見交通圏	1
計	27

## 令和7年度における繰入枠の算出根拠

①

交通圏	R7参入枠 (繰入込) a	R7申請件数	R7許可件数 b	R7繰入枠 a-b=c	R8参入枠 (当初) d	R8参入枠 (繰入込) c+d=e
札幌交通圏	6	6	6	0	4	4
小樽市	2			2	0	2
函館交通圏	2	1	1	1	0	1
帯広交通圏	1			1	0	1
北見交通圏	1	1	1	0	0	0
計	12	8	8	4	4	8

②

交通圏	R7参入枠 (繰入込) a	R7申請件数	R7許可件数 b	R7繰入枠 a-b=c	R8参入枠 (当初) d	R8参入枠 (繰入込) c+d=e
札幌交通圏	10	2	2	8	3	11
小樽市	1			1	0	1
函館交通圏	4			4	0	4
帯広交通圏	2			2	0	2
北見交通圏	1			1	0	1
計	18	2	2	16	3	19